

事務連絡
令和5（2023）年2月24日

関係各位

契約検査課長

資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う建設副産物関係書類の取扱いについて

このことについて、令和5年1月1日施行の資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴い、再生資源利用（促進）計画等を公衆の見やすい場所に掲示することとなりました。

つきましては、本市が発注する建設工事における建設副産物関係書類の取扱いを次のとおりとしますので、適切な取扱いに努められますようお願い申し上げます。

1 建設副産物関係書類の取扱い

- 別添のとおり

2 適用対象

- 令和5（2023）年4月1日以降に契約を締結する工事

〔 総務部契約検査課検査係
TEL 62-7115/内 475 〕

資源有効利用促進法政省令の一部改正に伴う建設副産物関係書類の取扱いについて

令和5年2月
総務部契約検査課

- 本市が発注する建設工事における建設副産物関係書類の取扱いを次のとおりとします。

1 COBRIS 建設副産物情報交換システムへの登録、再生資源利用（促進）計画書及び実施書の作成

- 建設資材の利用量及び建設副産物の搬入、搬出量の大小に関わらず、全ての工事を対象とする。

2 再生資源利用（促進）計画の現場掲示及び再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出について

- 次に掲げる一定規模以上の工事を対象とする。
- 対象となる工事は、COBRIS 建設副産物情報交換システムで作成した再生資源利用（促進）計画を現場に掲示することとする。

▶ 再生利用資源計画（再生資材を利用する際の計画）

No.	搬入する建設資材	数量
1	土砂	500 m ³ 以上
2	碎石	500 t 以上
3	加熱アスファルト混合物	200 t 以上

▶ 再生利用資源促進計画（建設副産物を搬出する際の計画）

No.	搬出する指定副産物	数量
1	土砂	500 m ³ 以上
2	コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材	合計 200 t 以上

※対象工事は、設計図書等において対象工事である旨を表記する。